

IFRS in Focus

IASBが、「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

国際会計基準審議会 (IASB) は、負の補償を伴う期限前償還要素に関するIFRS第9号「金融商品」の修正を公表した。

- 本狭い範囲の修正は、「合理的な追加の補償」という考え方によって生じた意図しない結果を改善している。本修正により、オプション保有者が早期終了に対する補償を「受け取る」こととなり得る期限前償還オプションを有する金融資産が、特定の要件を満たす場合にSPPI要件を満たすことを認めている。
- 本修正は、2019年1月1日以降開始する年度に適用され、早期適用が認められている。
- 本修正には、結論の根拠において、条件変更又は交換されるが認識の中止とならない金融負債の適切な会計処理についてのIASBの見解が含まれている。

背景

本修正の前に、IFRS第9号B4.1.11項(b)では、金融商品の早期終了に対する「合理的な追加の補償」を含む金額で負債性金融商品を期限前償還することは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー (SPPI) を生じるという条件に該当することを規定している。この「補償」という用語が、負の補償、すなわち、オプションを行使する当事者が早期終了に対する補償を他の当事者に支払うのではなく、他の当事者から「受け取る」場合を含むのかどうかについての実務上の疑問が生じた。

補償は、借手と貸手の両方が満期日より前にローンを終了するオプションを有しており、期限前償還の金額が、関連するベンチマーク金利の変動を反映する補償を含む場合に、負となることがあり得る。どちらかの当事者による早期償還時に、関連するベンチマーク金利がローンの当初認識時から下落した場合には、貸手はローンの残存期間にわたる失われた金利収益の現在価値を表す金額を受け取ることになる。反対に、関連性のあるベンチマーク金利が上昇した場合には、借手がローンの残存期間にわたる金利の変動の影響を表す金額を受け取ることになる。実務上、当該金額は、借手が貸手に支払う際の元本の未払額とネットされる。

IASBは、IFRS第9号を適用する際に、これらの金融商品がSPPI要件を満たさず、FVTPLでの測定が必要とな

ることを懸念した。そのような期限前償還要素は、企業向けローンや個人向け不動産担保ローンのような貸付商品に存在する。

修正点

IFRS第9号の修正により、期限前償還要素がSPPI要件を満たすかどうかを評価するためには、オプションを行使する当事者が期限前償還の理由に関わりなく、期限前償還の合理的な補償を支払うか**又は**受け取る場合であることを明確にしている。言い換えると、負の補償を伴う期限前償還要素は、自動的にSPPI要件を満たさないわけではない。

見解

本修正の公開草案では、IASBは、合理的な補償に加えて、金融資産がSPPIテストに合格するために、期限前償還の公正価値が僅少であることも提案した。この2番目の要件を含める目的は、行使される可能性が低い（その結果、公正価値が僅少である）負の期限前償還要素を持つ金融資産に修正の範囲を限定することであった。しかしながら、回答者からのフィードバックは、2番目の要件は意図した目的を達成するのに有効ではないことを示した。その主な理由は、完全な期限前償還要素の公正価値は、負の補償が生じる可能性のみを反映するのでは

なく、正の補償が生じる可能性や影響も反映するからである。結果として、本修正の最終化にあたって、提案された2番目の要件は、確認しないことを決定した。

認識の中止とならない金融負債の条件変更又は交換

IASBは、負の償還要素を持つ期限前償還オプションについて審議した際に、認識の中止とならない条件変更又は交換が行われた金融負債の会計処理についての検討も行われた。具体的には、負債が認識の中止とならないにもかかわらず、条件変更の日に償却原価の修正から損益が認識されるかどうかについて検討された。この論点

は、IASBの解釈指針委員会での議論から生じたものである。審議会は、本IFRS第9号の修正に、この問題に関する2つの項を結論の根拠に追加する機会を得た。これらの項において、審議会は、金融資産の条件変更の場合と同じ会計処理となるという見解を示している。総額での帳簿価額が変更された場合には、直ちに純損益の利得又は損失となる。

発効日及び経過措置

本修正は、2019年1月1日以降開始する事業年度に遡及的に適用され、早期適用が認められる。本修正が最初に適用される時点に応じて、IFRS第9号の適用開始日と関連して、特別な経過措置が設けられている。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)
<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**
デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- **IFRSとは**
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/IFRSをめぐる日本の動向/IFRS関連略称
- **解説記事**
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- **セミナー**
IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- **出版物**
市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp